

京都市告示第570号

京都市私道の変更又は廃止の手続に関する条例第2条の規定に基づき、建築基準法第42条第2項に規定する道路の廃止の承認をいたしましたので、同条例第4条の規定に基づき告示します。

また、これにより、建築基準法第42条第2項の規定による道路（昭和34年11月1日京都市告示第232号）の指定を取り消しましたので、併せて告示します。

その関係図書は、都市計画局建築指導部建築指導課において、一般の縦覧に供します。

平成30年2月7日

京都市長 門川 大作

1 承認事項

指定番号	指定年月日	道路の幅員	道路の延長	道路の位置	申請者
第5977号	平成 30. 1. 23	メートル 4.00	メートル 168.1	京都市南区東九条東 岩本町21番地の5、 21番地の6、24番地 の1、24番地の2、 24番地の3、24番地 の4、24番地の5、 25番地の21及び25 番地の22の各一部	京都市長 門川 大作

2 縦覧時間

京都市の休日を定める条例第1条に定める本市の休日以外の日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

(都市計画局建築指導部建築指導課)